

日時：令和4年3月16日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、山澄参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第202回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つでございます。

議題1「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正（案）に対する意見募集手続の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正（案）に対する意見募集手続の結果について」、御説明させていただきます。

資料1-1が、今回の意見募集手続の結果の概要となっております。2ポツ目で記載しておりますとおり、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン案及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針案については、39者から113件、信用分野における個人情報保護に関するガイドライン案については、3者から10件、債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン案については、0件の御意見が寄せられたところでございます。

続きまして、金融分野ガイドライン及びその実務指針に関する意見募集手続の結果について、幾つか代表的な御意見を御説明させていただきたく存じます。

資料1-2を御覧ください。まず、21番でございます。こちらは、個人データ等の漏えい等の報告等に関する御意見であり、令和2年改正法等施行後の漏えい等報告の報告対象事態に関するものでございます。こちらにつきましては、一部の個人データの漏えい等については、個人情報保護法第26条第1項、若しくは各種業法の規定に基づき、監督当局に報告する義務を負う旨、また、個人情報等の漏えい等については、監督当局に報告する努力義務を負う旨について回答しているところでございます。

続きまして、29番でございます。こちら個人データの漏えい等の報告等に関する御意見であり、会社支給のノートパソコン等を紛失した場合における個人データの漏えい等の該当性に関するものでございます。こちらにつきましては、事案ごとの判断とはなりますが、会社支給のノートパソコン等を紛失した場合に、仮に当該端末に個人データが記録されていなかったとしても、当該端末から個人データを格納しているサーバーへのアクセスが可能な場合には漏えいのおそれが認められると回答しております。

一方で、紛失後に一定の措置を講じ、当該端末からのアクセスを不可能な状態とし、また、それまでの間にアクセスログ等の解析により第三者の閲覧がないことを確認できた場

合には、漏えいには該当しないと回答しております。

続きまして、42番でございます。こちらは、外国にある第三者への提供に関する御意見であり、プライバシーポリシー等において外国にある第三者への個人データの提供に関する本人の同意をインターネットで得るにあたり、外国にある第三者への提供に関する条項について、それが単に目立っていれば足りるかという御意見でございます。こちらにつきましては、単に目立たせるのみではなく、他の個人情報の取扱いに関する条項とチェックボックスを分けること等が望ましいと回答しているところでございます。

次に、51番でございます。こちらも外国にある第三者への提供に関する御意見であり、本人の同意を得ようとする時点においては個人データの提供先の第三者が所在する外国が特定できず、事後的に提供先の第三者を特定できた場合についての記載に関する御意見でございます。こちらについては、御意見を踏まえまして、提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合と提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合等を区別して、それぞれの情報提供について明確となるよう、金融分野ガイドライン案を修正いたしました。

次に、64番でございます。こちらは、個人関連情報の第三者提供の制限等に関する御意見であり、提供元が同意取得を代行する場合には、提供先を個別に明示することが求められているが、その際に、その提供先を書面による記載を通じて本人に認識させ、同意を取得する必要まではないという理解でよいかという御意見でございます。こちらにつきましては、金融分野ガイドラインにおいては、他の事項に関して同意取得を原則書面としておりますところ、本件についても書面による記載を通じて本人に提供先を認識させることが望ましい旨を回答しております。

この他、78番のように、金融分野ガイドラインにおける個人情報保護宣言に関する記載につき、御意見がございました。こちらにつきましては、本ガイドラインでは、外国にある第三者への提供に関して、提供先の第三者が特定された場合に事後的に当該第三者の情報等を求めることができる旨の記載は、個人情報保護宣言自体において確認できるようにする必要がある点を踏まえ、「一体として」としていた記載を「記載の上」との記載に修正しております。

この他、金融分野ガイドライン等につきましては、18番の御意見等を踏まえつつ、所要の形式的な修正を行っております。

以上が本ガイドライン等に関する主な御意見の御紹介となります。

資料1-3が、これらを踏まえまして金融分野における個人情報保護に関するガイドライン案、資料1-4が金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針案となっております。

続きまして、資料1-5を御覧ください。こちらが信用分野における個人情報保護に関するガイドライン案に関しての御意見でございます。幾つか代表的な御意見を御説明させていただきます。

まず、3番でございますが、委託先の監督に当たって「定期的又は随時に」とある記載について御意見がございました。こちらにつきましては、委託先が契約に違反して個人データを取り扱っていることが疑われる場合や委託先において個人データの漏えい等が発生した場合等においては、当該委託契約の遵守状況を速やかに確認する必要がある旨等について回答しております。

また、5番につきましては、クレジットカード番号が個人情報に該当するケースについて確認する御意見がございました。こちらにつきましては、個別の事案ごとに判断することとなるものの、クレジットカード番号を他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報と併せて、全体として個人情報に該当する旨を回答しております。

この他、御意見等を踏まえ、所要の形式的な修正を行っております。

資料1-6が、これらを踏まえました信用分野における個人情報保護に関するガイドライン案でございます。

最後に、資料1-7を御覧ください。こちらが債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン案でございます。こちらにつきましては、冒頭で御説明したとおり、特段御意見は頂いていないところではございましたが、その他の金融関連分野におけるガイドラインの修正等を鑑み、所要の形式的な修正を行っております。

以上が「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正（案）に対する意見募集手続の結果について」に関する御説明となります。ただいま御説明申し上げました各ガイドライン案等に関しましては、いずれも、本日、御審議の上、内容につき御了承いただけましたら、関係省庁と連携の上、公布・施行に向けた手続を進めてまいりたいと存じます。

なお、今後、技術的な修正を行う可能性もあり、最終的な内容は本案から変更される可能性がある点につきましても、お含みおきをいただきたく存じます。

また、本資料の公表は公布に合わせて行う予定でございます。

議題1に関しましての私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 御説明どうもありがとうございました。

金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインは、いずれも当該分野における事業者においては非常に重要なものと認識しております。

対象となる事業者において、これらのガイドラインの趣旨や内容をしっかりと理解した上で対応がなされるよう、今般の改正内容については、本年4月1日の施行に向けて、委員会としても、関係省庁や全国銀行個人情報保護協議会、日本クレジット協会等の認定個人情報保護団体において、引き続き適切に周知を図るよう促してまいりたいと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

まずは、金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げたいと思います。

引き続き、金融関連分野の実態に即した個人情報の適正な取扱いが確保されるように、関係省庁と連携の上、取り組んでまいりたいと思います。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報公布等の手続を関係省庁と連携の上で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、その際、技術的な修正については私に一任いただきたいですが、それもよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「ECサイトへの不正アクセスに関する実態調査について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、ECサイトを運営する事業者を対象にECサイトへの不正アクセスに関する実態調査を実施いたしましたので、調査の結果を御報告いたします。

まず、調査の背景といたしましては、近年、ECサイトを狙った不正アクセスが多発しており、当委員会にもECサイトへの不正アクセスが原因の個人データの漏えい等事案が多く報告されています。そこで、ECサイトへの不正アクセスの実態を把握するため、平成30年4月から令和3年3月までに当委員会に個人データの漏えい等報告を提出したECサイト運営事業者のうち、本調査への協力が得られた事業者に調査票を送付し、71事業者から回答を得ました。

調査票では、大きく三つの項目について質問いたしました。

一つ目は、漏えい等の発生原因についての質問となっており、不正アクセスの直接的な原因に限らず、漏えい等発生時の安全管理措置の実施状況等についても確認いたしました。

二つ目の質問では、再発防止策について、三つ目の質問では、漏えい等に伴い発生した損失についてそれぞれ確認いたしました。

次に、調査結果の概要について御説明いたします。

まず、一つ目の漏えい等の発生原因に関する質問では、ECサイトのセキュリティ対策が委託先任せになっている事業者が多く存在することが明らかになりました。不正アクセスを受けた事業者の多くがECサイトの開発・構築や保守・運用を外部の事業者に委託しており、開発・構築段階では77%、保守・運用段階では56%となっております。しかし、開発・構築段階では38%、保守・運用段階では34%の事業者が、自社と委託先がそれぞれ責任を持って実施するセキュリティ対策の範囲を理解しておらず、委託先との合意が不十

分でした。また、不正アクセスの発生理由についての事業者の認識としては、脆弱性についての理解不足を挙げる事業者が66%と最も多く、委託先任せの姿勢を挙げる事業者が59%、予算・人的リソースの不足を挙げる事業者が44%に上りました。これらの調査の結果から、外部委託する場合には、セキュリティ対策に漏れが生じないようにするため、委託先との間で責任分界点を明確にすることが肝要と考えられます。

次に、再発防止策に関する質問では、不正アクセスを受けて、ECサイトの開発・構築を自社開発や外部委託からクラウド型サービスによる構築やショッピングモール型のサービスの利用に切り替えた事業者が多く見られました。特にクラウド型サービスの利用は不正アクセスを受ける前の3%から48%に大きく増加しています。また、ほとんどの事業者が、不正アクセスを受けた後、技術的安全管理措置の見直しのほか、自社従業員へのセキュリティ教育の強化やセキュリティ責任者の配置等の管理体制の強化を図っていることを確認いたしました。先ほど申し上げたとおり、59%の事業者が不正アクセスの発生理由として委託先任せの姿勢を挙げましたが、委託先任せの姿勢を是正するためには、自社内でセキュリティに関するノウハウを有する者を育成することが肝要と考えられます。

三つ目の、漏えい等に伴い発生した損失に関する質問では、不正アクセスを受けて個人データが漏えい等することにより、フォレンジック調査やヘルプデスク設置などといった顧客対応等に多額の費用が発生していることが明らかになりました。その他、多くの事業者では、不正アクセスを受けた後、しばらくの間、ECサイトの停止を余儀なくされ、販売機会を逃すことによる損失が生じております。具体的な金額は事業者ごとに様々ですが、1,000万円から数億円の損失が発生した事業者もありました。

最後に、本調査の結果を踏まえた対応につきましては、本調査の結果報告書である資料2-2を当委員会ウェブサイト上で公表することにより、ECサイト運営事業者及びECサイトの構築を担うシステム開発事業者等に対して情報提供することとしております。結果報告書の公表に加え、本調査で得られた知見を、現在、ウェブサイト上で公表している「個人情報保護法ヒヤリハット事例集」等の資料に反映し、注意喚起を行うことを検討しております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

ECサイトは、コロナ禍の巣ごもり需要の増加もありまして、昨今、市場規模が拡大している分野です。オープンソースやクラウドECといったサービスの活用で、大企業でなくてもECサイトを立ち上げやすくなっておりまして、中小企業が運営するECサイトも多数存在しております。

今回の実態調査によって、多くのECサイトを運営する事業者がセキュリティ対策等に

関する知識や体制が不足しており、さらに、セキュリティ対策が委託先任せになっていた実態が明らかになりました。今回の調査結果を当委員会がウェブサイトに掲載している事例集等に反映させることは、とても有意義なことだと思います。

それとともに、認定個人情報保護団体の対象事業者向けの実務研修会、あるいは中小規模の事業者向けの安全管理措置研修会の機会を活用して、具体的なリスク事例として紹介するなど、更なる注意喚起を行ってほしいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり資料を公表し、ECサイト運営事業者等に対して注意喚起を行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり対応いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

今回のように、実際に不正アクセスを受けた事業者に対して行った調査結果から得られた知見を発信することは、事業者のセキュリティ意識の向上に大変大きな効果があると考えます。今後も引き続き、監督活動を行う中で把握した課題について調査・分析を行って、それを発信することで効果的な注意喚起・啓発に活用していきたいと思っております。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題3「個人情報保護委員会議事運営規程の改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○岡企画官 「個人情報保護委員会議事運営規程の改正について」、御説明いたします。

資料3を御覧ください。個人情報保護委員会議事運営規程について、令和3年改正法による個人情報保護法の条ずれを反映させる改正を行うとともに、現在の委員会会議の運営を反映した改正を行うことをご諮りするものでございます。

改正内容は3点ございます。

1点目は、第2条において、個人情報保護法の改正に伴い、引用する情報を個人情報保護法第67条第2項から第135条第2項に改めます。

2点目は、第3条及び第6条に関係しますが、定例会と臨時会の区分を廃止し、単に会議は委員長が招集することといたします。

3点目は、第8条の規定を設け、専門委員の出席の根拠を明確化するものでございます。

改正内容は以上でございます。令和3年改正法が一部施行される令和4年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょう

か。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料については、官報掲載など、それぞれの議題ごとに準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。